

## 医療機関との医療措置協定の締結等に関する事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の3第1項の規定に基づく鹿児島県知事（以下「知事」という。）と病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所の管理者（以下「医療機関」という。）との医療措置協定（以下「協定」という。）の締結並びに法第38条第2項の規定に基づく医療機関に対する第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関（以下「協定指定医療機関」という。）の指定に関する事務処理について、必要な事項を定める。

### (協議)

第2条 医療機関から知事に対して協定の締結にかかる協議を行うときは、協定書（別記第1号様式）に以下の書類を添付して、知事に提出する。

- (1) 医療措置協定締結に係る同意書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が求める書類

2 知事から医療機関に対して協定の締結にかかる協議を行うときは、前項にかかわらず、知事が別に定める方法により行う。

3 協定指定医療機関の指定にかかる協議は第1項及び前項の協議と併せて行う。

### (協定締結の判断)

第3条 知事は協議の結果、次の各号に掲げる要件に照らし、協定締結の適否について判断する。

- (1) 各種法令に違反しないこと。
- (2) 鹿児島県内に所在する医療機関であること。
- (3) その他協定の締結に係る要件を満たしていること。

### (協定の締結)

第4条 知事は、前条の規定により協定を締結することが適当であると判断したときに、医療機関に対して、協定書を送付する。なお、協定書は知事が協定を締結することが適当であると判断したときに、効力を発し、協定書への双方の押印は要しない。

2 前項の協定書の送付のあった医療機関は、当該協定書を適切に保管するものとする。

3 協定の有効期間は、原則として協定締結の日から令和9年3月31日とする。

### (協定指定医療機関の指定)

第5条 知事は、前条の規定により協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のうち、協定指定医療機関の指定を受ける医療機関につい

て、別表に定める指定要件を満たすと判断した場合は、別記様式第3号により、知事による協定指定医療機関の指定を行う。

(締結した協定の公表)

第6条 知事は、第4条の規定により協定を締結したとき、法第36条の3第5項の規定に基づき、協定の内容を知事が別に定める方法により公表し、関係機関へ通知する。

(協定の更新)

第7条 協定書の有効期間満了の日の30日前(当該日が休祝日であるときは、その翌日)までに、県と協定締結医療機関のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新する。

(変更の申出)

第8条 協定締結医療機関は、協定の内容に変更が生じた場合は、知事に対して、変更申出書(別記第4号様式)にその他知事が求める書類を添えて、速やかに申し出ることとする。

(協定内容の変更)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申出を受理した場合、変更を認めることが妥当であると判断するときは、協定書の内容の変更を行う。

2 知事は、前項にかかわらず、県内の感染症の状況等を鑑み、協定の内容を変更する必要があると判断するときは、医療機関と協議し、協議が整ったときは、協定書の内容の変更を行う。

3 第3条の規定は第1項について準用し、第4条から第6条までの規定は第1項及び前項について準用する。

(協定の取消し)

第10条 協定締結医療機関は、知事に対して、取消申出書(別記第5号様式)にその他知事が求める書類を添えて、協定の取消しを申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受理した場合、取り消すことが適当であると判断したときは、協定を取り消す。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、協定を継続しがたいと判断したときは、協定を取り消すことができる。

4 知事は、第2項及び前項の規定により、協定を取り消したときは、別記第7号様式により当該医療機関へ通知する。

5 知事は、第2項及び前項の規定により協定を取り消したときは、協定の取消しを知事が別に定める方法により公表し、関係機関へ通知する。

(協定指定医療機関の取消し)

- 第 11 条 協定指定医療機関は、知事に対して、指定取消申出書（別記第 6 号様式）にその他知事が求める書類を添えて、指定の取消しを申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の申出を受理した場合、指定を取り消すことが適当であると判断したときは、指定を取り消す。
- 3 知事は、前条の規定により協定を取り消す協定締結医療機関が第 5 条の規定による指定を受けていた場合、職権により協定指定医療機関の指定を取り消す。
- 4 知事は、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、指定を継続しがたいと判断したときは、指定を取り消すことができる。
- 5 知事は、第 2 項及び前項の規定により、指定を取り消したときは、別記第 8 号様式により当該医療機関へ通知する。
- 6 知事は、第 2 項から第 4 項までの規定により指定を取り消したときは、指定の取消しを知事が別に定める方法により公表し、関係機関へ通知する。

（措置の実施状況等の報告）

- 第 12 条 知事は、協定に基づく措置の実施状況等について、疑義等が認められた場合、法第 36 条の 5 第 2 項の規定に基づき、協定締結医療機関に対し、措置の実施状況等について報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による求めに対し、協定締結医療機関から法第 36 条の 5 第 3 項の規定に基づく報告を受けた場合、当該報告の内容を、法第 36 条の 5 第 4 項の規定に基づき、厚生労働省に厚生労働省令で定める方法により報告するとともに、知事が別に定める方法により公表するものとする。

（その他）

- 第 13 条 この要領に定めるもののほか、協定の締結等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 9 月 25 日から施行する。